

3 各種証明書発行手数料の減額を実施します

市民の負担軽減及びマイナンバーカードの交付率向上へ

各種証明書発行における市民の負担軽減及びマイナンバーカードの交付率向上を目的として、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスの発行手数料を減額と申請窓口の拡大を行ないます。

1 発行手数料の減額

① 軽減額

軽減額は、令和5年1月1日から3月31日までは特別期間として一律200円を減額します。

証明種別	減額前の手数料	減額後の手数料	減額する額
住民票の写し	300円	100円	200円
住民票記載事項証明書	300円	100円	200円
印鑑登録証明書	300円	100円	200円
戸籍謄抄本	450円	250円	200円
戸籍の附票	300円	100円	200円
所得証明書	300円	100円	200円
所得課税等証明書	300円	100円	200円

※令和5年4月1日から3月31日までの期間は、100円減額します。

② 実施期間

令和5年1月1日から令和6年3月31日までとし、その時点の状況により期間の延長を検討します。

2 申請場所の拡大

12月12日（月）から、市内郵便局（7カ所）で申請受付を行なっています。

3 受取予約窓口の拡大

市民課マイナンバー窓口は、毎週火曜日・水曜日午後5時15分から午後7時まで延長、第2・第4土曜日及び第4日曜日も開庁し申請受付を行なっています。